

## リチャード二世及びランカスター朝の羊毛政策

藤原, 浩

<https://doi.org/10.15017/2335104>

---

出版情報 : 史淵. 64, pp.1-18, 1955-02-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# リチャード二世及びブランカスター朝の羊毛政策

藤 原 浩

いわゆる封建的大王國の成立期に王權と商人の結合が見られ、また封建的大王國の段階には王權と商業資本の相互依存關係が見られることは、しばしば言われる通りである。このような事情は、羊毛生産國イングランドにおいては、王權と羊毛輸出商人の結合にその集約的表現を見出した。封建的大王國の典型的時期、すなわちエドワード三世時代における兩者の關係については既に考察する機會を持つたが、それは基本的に、封建領主層の王權に對する政治的制約を逃れようとする國王側の意圖の表われであつたことが認められる。納税者の同意によつて課税は行われ得る、とする立場からすれば、エドワード三世が商人會と交渉して、羊毛輸出商人から羊毛輸出特別税 (subsidy on wool) を徴收したことは、この原理に對する侵犯ではなかつた。しかし百年戰爭の進行に伴つて、羊毛輸出特別税が恒常的なものとなり、しかもそれが羊毛の生産者價格を壓迫することが認識されたとき、羊毛生産者たる封建領主は特別税に反對した。他方羊毛輸出商人も、著しく國王財政に密着した輸出業務に従う中に、急速な分解をとげて、商人會乃至いわゆる第四身分は解體してしまひ、少數の獨占的輸出業者と、輸出から排除された羊毛商人が對立する。そして後者は、獨占的輸出商人に反對するといふ一點で、生産者層と合流して、議會における反獨占商人勢力が形成された。しかも少數の獨占商人は、百年戰爭の要求する國王財政の増大に對して獨力で應えるだけの財力は持たず、エドワード三世は封建領主層及び一般商人層の助力を求

めざるを得なかつた。すなわち彼らに對する讓歩を強いられたのであり、それが一つには羊毛輸出課税權の議會による確保であり、一つには獨占の排除、ついで緩やかな獨占、最終的にはステープル組合による獨占であつた。以上がエドワード三世治世における王權と商業資本の結合の生み出した歴史的事實である。封建的大王國から絶對主義への移行期に當るリチャード二世以後の時代における兩者の關係が、いかなるものであつたかを検討するのが次の課題となるのであるが、衆知の如く十四世紀末からは農村毛織物工業の著しい發達、そして毛織物輸出の増大、それに伴う羊毛輸出の減少<sup>註2</sup>によつて、羊毛輸出商人の國家財政上に占める地位は若干變化している。しかしマーチャント・アドヴェンチャラーズの進出にもかかわらず、ステープラーズの國家財政に對する寄與は、當時の税制にもとづいて前者とは比較にならぬほど重要なものであり、王權と最も密接に結びついていたのは彼らであつた。

ここでリチャード二世以降ランカスター朝末までの兩者の關係をここで一應検討したいと思ふのであるが、エドワード三世の羊毛政策はそれが羊毛輸出特別税の賦課をめぐつて、議會の同稅承認權確立というはげしい憲法鬭争を惹き起したため、憲法史乃至國制史的觀點よりする興味が加わつて研究史上の若干の問題をたどることが出來た。しかしここに取扱う時期は、主としてこのような觀點から見ることには出來ないし、また十五世紀は、イングラント史研究上一つの空白の時期ともいふべき時代で、十四世紀あるいは十六世紀にくらべて文献も少い<sup>註3</sup>。そこで、この小篇の目的は、エドワード三世の羊毛政策を取扱つたような意味で、すなわち羊毛政策にあらわれた王權と羊毛商人と封建領主層のからみ合いを中心として、右の時期を一應概観して見ることに限定される。

十五世紀は、十四世紀後半以來、就中同世紀九〇年代以來急激に發展した毛織物工業が、輸出貿易における羊毛の地位を毛織物に蠶食せしめた時代であつた。しかし毛織物輸出の著しい増大にもかかわらず、毛織物に對する輸出税率が羊毛に對するそれよりもはるかに低かつたため、財政收入の面で羊毛の持つ意義は一般に前時代に劣らず大きい<sup>註4</sup>。また他方、

毛織物工業の發展が産業構造の上に變化を生ぜしめ、毛織物工業の景氣變動は社會問題を惹き起して、羊毛政策においてもこの點を考慮せざるを得ないという事情がすでにこの時代には示されるのである。

さてこの時代に議會の承認した羊毛輸出特別税は左の通りである。(課税單位は羊毛一サックまたは羊毛皮二四〇枚。  
*Rot. Parl., ii, iii, iv, v. (1786).*)

イングラント人	外國人	期	間
四s四d	同	上	一三六より、及び三七九、九元より二三六、六、三四。
四s四d	四s八d		一三六、八、一より。
四s四d	四s八d		一三八、五、四より。
四s四d	六s八d		一三〇、三、一より。
四s四d	四s八d		一三〇、二、〇より。
四s四d	四s八d		一三〇年よりリチャード二世の生涯。
六s〇d	六s〇d	x	一三九、九、元より。
四s四d	五s四d		一四〇、九、元より。
四s四d	五s〇d		一四〇より。
四s四d	六s〇d	x	一四六、九、元よりヘンリー五世の生涯。
四s四d	五s四d	x	一四三、九、一より。
四s四d	四s四d		一四四、二、三より及び四六、二、三より。
四s四d	五s四d		一四四、二、二より及び四四、二、二より。
四s四d	四s八d		一四六、二、二より。
四s四d	五s四d		一四七、二、二より。
四s四d	四s〇d	x	一四三、四、三よりヘンリー六世の生涯。
四s四d	四s〇d		一四〇四、一、一、一までは六s八d免除 ( <i>Rot. Parl., iii, 536.</i> )。

リチャード二世及びランカスター朝の羊毛政策

リチャード二世及びランカスター朝の羊毛政策

四

×× ただし六s 八d 免除で、實際は三s 四d の増加 (Calendar of] P [atent] R [olls], 1416—1422, 107, 307)。  
××× ただし10s 免除 (Rot. Parl., iv, 249)。

×××× ただしイングランド人は常に10s 免除。また外國人も常に大巾の免除を受けて、増加分は大體名目的である。

(E. Power, 'The Wool Trade in the Fifteenth Century' in *Studies*, ed. Power and Postan, p. 40; H. L. Gray, 'Introduction' etc. *ibid.* p. 326 and note.)

この課稅率及び註四の毛織物課稅率を、羊毛及び毛織物輸出量と對照すれば、それぞれの關稅總額の大體の所は推定することが出來よう。リチャード二世治世には關稅收入の總收入の約三五パーセントを占め、ヘンリー四世治世にはその比率は約四〇パーセントであつた。<sup>註</sup>ヘンリー五世治世については、關稅額の直接の數字は得られないが、羊毛、毛織物輸出量から推定して、その比率は前代とほぼ同様であつたように思われる。ヘンリー六世の時代は關稅收入が約六〇パーセントを占めるが、關稅中羊毛關稅の占める比率が六〇パーセントに低下したことが注目される。<sup>註</sup>しかし總國家收入中に占める比率のみを問題とすれば、羊毛輸出稅の地位は變らないばかりか、むしろ逆に上昇したのである。ステーブル組合と國家財政がますます緊密に結びつかざるを得なかつたことはすでにこの事實のみからも十分豫想出來よう。

註1 拙稿「エドワード三世の羊毛政策」史學雜誌、六三ノ九。

2 羊毛輸出の減少がすべて毛織物輸出の増大によつて説明されるのではなから。ホヌタムの指摘したよりに (M. M. Postan, 'The Fifteenth Century' in *Ec. H. R.*, vol. 9, on 2(1933))、後者の増大のみでは前者の減少を蔽ふ得ぬのである。それは十四世紀後半の人口減少にもとづく經濟收縮の結果であつた。

3 A. Steel *The Receipt of the Exchequer, 1377—1485*, Cambridge 1954 (See the review by F. A. Cazel, Jr. in *A. H. R.* Oct. 1954, 154.) 及び營業的月刊歴史雜誌 *Hist.*

*tory Today*, Sept. 1951 中 J. G. Oliver, 'Churches and Wool: A Study of the Wool Trade in the Fifteenth-Century England' は入手し得なかつた。

4 羊毛の課稅率は後記。稅額はほぼ羊毛價格の二〇パーセントに當る。これに對しブロード・クロースの課稅額は一タローに當りイングランド人一四ペンス、外國人三三ペンスで、大體毛織物價格の1・五乃至四パーセント (H. L. Gray, 'Introduction to Tables of Enrolled Customs and Subsidy Accounts, 1399 to 1482' in *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*, ed. E. Power and M. M. Postan,

London 1933, p. 327; M. M. Postan, 'The Trade of Medieval Europe: the North' in *The Cambridge Economic History of Europe*, vol. 2, Cambridge 1932, 198. また一四三四—一五五五年では五ヶヶキヤントの従價税が加わす (*Rot [wit] Part [amamentum]*), iv, 496, v, 257, 321.。従つて、インヴラント商人の躍進期であるから、この二〇年間を除くと羊毛關稅の比重は毛織物に對するそれよりも壓倒的である。羊毛輸出の減少と毛織物輸出の増大がこゝに著しう一四三〇年代におけることは、インヴラント人は吾國を羊毛輸出國と稱しつゝたのである (Libelle of English Polycye' in *Political Poems and Songs* (Rolls Series, ed. T. Wright), ii, 159.)。)

5 羊毛輸出數については、リチャード二世の分は H. L. Gray, 'The Production and Exportation of English Woollens in the Fourteenth Century' in *E. H. R.*, vol. 38 (1924), 以後の時代は *Studies*, ed. Power and Postan 卷末の各港別統計及びこれを集計した M. M. Postan in *The Camb. Ec. H. of Europe*, vol. 2, 193, の表を見よ。毛織物については、リチャード二世治世は E. M. Carrus-Wilson, 'Trends in the Export of English Woollen in the Fourteenth Century' in *Ec. H. R.*, 2s., vol. 3 (1

950), 以後の時代については羊毛輸出額と同く。

6 總收入については J. H. Ramsay, *A History of the Revenues of the Kings of England*, 1086—1399, vol. 2, Oxford 1925; A. Steel, 'English Government Finance, 1377—1413' in *E. H. R.*, vol. 51 (1936), 關稅收入はミダキ一の擧げた葡萄酒輸入税を除く數字による。これはほとんど全額が羊毛關稅である。

7 總收入については前註の Steel の論文<sup>6</sup>及び *ibid.*, 'Receipt Roll Totals under Henry IV and Henry V' in *E. H. R.*, vol. 47 (1932), 關稅收入はミダキ一の數字 (*Lancaster and York*, vol. 1, Oxford 1892, 151) についてはミダキ一は羊毛關稅と推定される。

8 總收入と關稅の比率はラムゼー (*ibid.*, vol. 2, 226-7.) の數字より算出。彼の數字によると、ヘンリー六世初年の總關稅收入は平均三八五〇〇キヤント、その後の時期は三一五〇〇キヤントとなつてゐる。貿易量から推定すると羊毛關稅の減少は明らかで、前記ラムゼーの毛織物輸出附加従價税を除くとして、總關稅中に占める比率は七〇キヤントに低下してあり、残りの部分は毛織物輸出税とトメンジ及びビスマンデジが折半する。

— 11 —

羊毛輸出をめぐる獨占の問題は、エドワード三世の時代には大きな意味を持ち、羊毛獨占と羊毛輸出課稅權がからみ合

つて憲法闘争にまで發展した。しかし一三七六年十月のカレー・ステープル組合の確立<sup>註1</sup>以來、羊毛輸出は數百名のステープル商人組合員による獨占という形で、安定した状態にあり、獨占の國家財政との結合が獨占の狹隘化を招いて問題を惹き起すようなことはなかつたのである。恐らく羊毛輸出に従事し得る資力を持つ羊毛商人は、すべてステープル組合による獨占に参加していたのであり、むしろ逆に獨占の不完全さが問題となつた。すなわち議會における請願に屢々見られるように、ステープル以外の地への特別許可状による輸出<sup>註2</sup>——甚だしい場合にはステープル組合員自らが特別許可状を得て他地へ輸出している——や、重税を回避する密輸<sup>註4</sup>といつた、獨占に對する侵害が主要な關心事となつていたのである。

しかし羊毛生産者との獨占到關する問題は、エドワード三世治世と共に終りを告げたのではない。リチャード二世の初年にステープルは前代より引續いてカレーに置かれていたが、對佛百年戰爭によつて羊毛貿易は著しく阻碍されており、ステープルをカレーに置くことの適否は問題であつた。この不振に加えて、商人が國王のための戰費調達を拒否したため、一三八二年五月の議會では、同年九月から一ケ年間ステープル強制停止、同年九月一日から翌年九月廿八日までの羊毛輸出者で八二年十月十四日までに関稅、特別税を前納する者は一サックにつき二分の一マールの免除という窮餘の策がとられ、ついで八二年十月の議會はついにステープル移轉のことを議するに至つて<sup>註5</sup>いる。そしてこの意向は、ようやく一三八四年に至つて、ステープルをゼーランドのミデルブルグへ移すことによつて實現されたのであるが、すでに翌年十月の議會に、ステープルを更にイングランドへ移そうとする意圖が示される<sup>註6</sup>。しかしこれは實現を見るに至らず、かえつて一三八八年十二月一日のステープルのカレー復歸となつた<sup>註7</sup>。ところがこの措置は下院にとつて不満であり、八九年一月の議會には、九月卅日以後イングランドにステープルを移し、イングランド人による羊毛輸出の禁止を要求する請願が提出<sup>註8</sup>されている。この請願に對しては、十一月卅日まではカレーにステープルを置く<sup>註9</sup>と回答されているが、この期日以後もステープルの國內移轉が實行されなかつたため、下院は翌九〇年一月の議會で、羊毛特別税協賛の條件としてステープル

のイングランド移轉を要求する強硬な態度を示し、ついに政府も讓歩して、一三九一年一月以後はステープルをイングランドに移し、イングランド人による羊毛輸出を禁止することが決定された。<sup>註9</sup>しかし早くも九一年十一月の議會は、前記特別稅存續期間中はステープルを國外に移さずという特別稅協贊の條件を放棄して、九二年六月以後ステープルをカレーに復歸させることと、右の期日以前からイングランド人による羊毛輸出禁止を廢止することを決定し、結局羊毛貿易のコー<sup>註10</sup>スは最初と同じになつたのである。

ところでこうしたステープルの位置の屢次の變化は何故であつたらうか。それはたしかにステープルにおける羊毛取引の不振が根本的な原因ではあるが、ただそればかりではない。一三八九年及び九〇年の議會におけるステープルのイングランド移轉要求は、當時英佛間には休戦が成立しており、更にフランドルとの關係も良好で、このような意味でカレーの羊毛取引が阻碍されているようなことはなかつたのであるから、ステープル商人の要求ではあり得ない。また彼等自身の羊毛輸出獨占の利益を放棄すること、あるいはイングランド人の輸出禁止を伴う國內ステープル制を求めて自らを羊毛輸出から排除しようと思ふことは考えられないのである。この要求は羊毛生産者から出たものにほかならない。すなわち羊毛の生産者價格の下落<sup>註11</sup>——その原因が何であつたにせよ——を契機として、その原因をステープル獨占にあると考へた生産者層が始めた運動、羊毛輸出獨占の廢止あるいは緩和を求める傳統的運動の一つであつた。ところがその結果獲得されたステープルのイングランド移轉には、イングランド人による羊毛輸出の禁止と、イングランド人によるステープル以外への羊毛轉賣の禁止<sup>註12</sup>がともなつてゐる。前者は一三三三年のステープル令中の規定の復活に過ぎず、その後一三六九年に國內ステープルが復活された時にも見られたものであるが、後者は國內におけるイングランド人の羊毛取引を著しく制限する新しい規定であつた。

羊毛生産者の要求した國內ステープルが、羊毛價格の上昇という期待した結果に至らなかつたことは、甚だしく下落し



た羊毛価格をいかにして回復せしめるかを討議することが一三九一年議會召集の理由の一つとして明記されているところから明らかである。ヘンリー・ナイトンによれば、當時王國には貨幣が欠乏していたが、その原因は羊毛が賣れずに生産者の手に眠つていたためであり、そこでステープルが國內に移されイングランド人による羊毛の輸出が禁止されたが、このためイングランド人は羊毛買付から手を引かねばならなかつたので、次の議會においてイングランド人による羊毛輸出が許可された<sup>註14</sup>、という。一三五三年の時と異なり、當時はすでに羊毛貿易及び羊毛取引におけるイングランド人の覇權が久しく確立されていた時代であるから、この時にイングランド人による輸出を禁止することは、外國人商人が大規模に羊毛取引に乗り出すまでの期間、事實上羊毛貿易乃至羊毛取引の停止を意味するものであつた。しかもイングランド人によるステープル以外への羊毛轉賣禁止が加わつていたのである。このイングランド人による羊毛輸出禁止の時期に羊毛價格が更に低落したか否かは、ナイトンの記事もロージャズの數字も明らかにしてくれないが、議會の議事録から認められることは、ともかく少くとも羊毛價格の回復は起らず、イングランド人による輸出の解禁が要望されたということ、またカレーへの復歸に對する反對が弱まる可能性が出た、あるいは前記の解禁をカレーへの復歸の交換條件となし得る事情が生じた、ということである。下院の強硬な要求に屈して、政府はステープルを海外から國內に移さざるを得なかつたのであるが、當時、カレーにステープルを存置することを要求するフランスと講和交渉を行つていた政府は、ステープルをカレーに復歸させることを必要とした<sup>註15</sup>。國內ステープルとイングランド人による輸出の禁止という傳統的組合せのほかに、イングランド人による國內取引の制限までが加わつたのは、正にカレー復歸への反對を弱める事情を作り出す上にきわめて効果的だつたのである。一三八九年、九〇年の議會に見られた下院の動きは、羊毛生産者がカレー・ステープルの獨占到反對し、しかも海外ステープルを廢止しようとした、最後の、そして失敗に終つた例であつた。

以後はカレー・ステープルの獨占到攻撃されたことはなかつたし、<sup>註16</sup>またステープルの位置が獨占とからんで問題とされ

たこともなかつた。カレー・ステープルの独占に對して、羊毛生産者も反對しなかつたし、また羊毛商人層も異議を唱えなかつたのである。そして王權は、毛織物に比へて多額の關稅をもたらす羊毛貿易の擔い手としてのステープル組合を保護し、また財政操作の主要な支柱として彼らに依存する所が大きかつた。しかもそれが圓滑に、すべて平和の中に行われ得たのであつた。

- 註一 15 Oct., 50 Ed. III of チャーター (Foedera, iii, 1062, Record Commission edition) 及びその附屬 (C. P. R., 13 81—1385, 212[G Ric. I]); *Calendar of Charter Rolls*, 1341—1417, 389 [I H. W.]。)
- 2 獨占を侵害せられたメンバー組合、及び財政收入の低下を憂へる下位の諸王國の諸王はあつて數が多々、オクスタープルの規制の嚴格な勵行を要求する條例も屢々出たが、それらの數は、メンバー制廢の實施がさかたに困難であつた。また財政手段によつて重要の諸王國は、*Rot. Parl.*, iii, 370, 500-1, 529-30, 661; iv, 350-1, 358-9, 454, 491, 508; v, 24, 54, 149-50, 256-7, 275-7, 330, 21 Ric. I, c. 17; 2H. VI, c. 4; 3H. VI, c. 17; 14H. VI, c. 5; 18H. VI, c. 15; 20H. VI, c. 4; 27H. VI, c. 2. 参考として C. P. R., 1408—1413, 289; *ibid.*, 1416—1422, 233.
- 3 *Rot. Parl.*, iv, 147, 410, 454, 491, 508, 10H. VI, c. 7; 14 H. VI, c. 5; 15H. VI, c. 8.
- 4 *Rot. Parl.*, iii, 124, 136. 5 Ric. I, st. 2, c. 2.
- 5 *Rot. Parl.*, iii, 159, 204; C. P. R., 1381—1385, 397.
- 6 12 Ric. I, c. 16.
- 7
- 8 *Rot. Parl.*, iii, 268.
- 9 *Ibid.*, 278, 279.
- 10 *Ibid.*, 285.
- 11 J. E. T. Rogers, *A History of Agriculture and Prices*, vol. i, 392-4.
- 12 14 Ric. I, c. 4.
- 13 *Rot. Parl.*, iii, 284.
- 14 *Chronicon Henrici Knighton* (Rolls Series, ed. J. R. Lumby), ii, 314-5.
- 15 Cf. Ramsay, *Lancaster and York*, ii, 275, 281.
- 16 一四一一年の議會は「イングランド商人」(メンバー商人) (一) を羊毛貿易の不振を理由として中絶方面との直接貿易を諸王國に拒否せしむる (*Rot. Parl.*, iii, 682.)
- 17 一四〇四年の議會は、フランスとメンバーの關係の緊化に伴つてメンバーの取柄が不振になつたため、兩者間に戰爭が勃發した場合にはメンバーを他國に移すことを要求した諸王國である (*Ibid.*, 529-30, 538; cf. 554.) \* また一一年對佛戰爭再開直前の議會はメンバーを移轉する權限が國王に與へられしむる (*Rot. Parl.*, iv, 130.) \* 〇ちねの實施に至らな

かした。

18 スタープル商人による國王財政の操作について C. P. R.

*Finance Book of the Merchants of the Staple*, Cambridge  
1987. の各處、及び *Studies etc.*, ed. Power and Postan,temp. H. IV, H. V, H. VI; *Rot. Parl.*, IV, V, E. E. Rich, Or-

chaps. 2 and 7.

## 三

ところで羊毛輸出特別税そのものを廢止しようとする動きがエドワード三世時代には見られたのであるが、その後の時期にはどうであつたらうか。

リチャード二世及びランカスター諸王のほぼ全時代を通じて著しいのは國民の厭戰氣分であり、最初は封建危機による破産を免れしめるものとして支配階級の支持を得た百年戦争も、もはや負擔に過ぎなくなつており、それは商人の戰費調達に對する非協力<sup>注2</sup>、教會の協賛した十分の一税 (Clerical subsidy) の支拂拒否<sup>注3</sup>に見られるほか、下院及び、後には上院の行動に現われて來ている。一三七八年十月、七九年四月の議會に次いで八〇年一月に開かれた議會で、各議會における諸稅協賛に耐え兼ねた下院は翌年のミケルマスまで議會を召集しないことを要求したが、それは、毎年少くとも一回、もし必要ある時はその都度議會を召集すべきことを固執して來た從來の下院の態度とは甚だしく異なるものであつたし、また一三八四年四月の議會は、對佛關係の緊迫した時期に開かれたのであるが、下院は戦争の回避を要望している。また一四一四年に、翌年のフランス侵攻を前にして、十一月議會の豫備的會議としてウエストミンスターに開かれた聖俗大諸侯及びジェントリーの大評議會においてもジェントリー層は戦争に對して甚だ熱意を欠いている。そして一四三一年、對佛戦争遂行中の一月議會では、下院のみならず大諸侯までがはつきりと平和を要望したのであつた。占領地ノルマンディーを巧みに擄取したヘンリー五世を除いては、國王は常に財政に苦しみ、直接稅及び間接稅の承認を屢々議會に求めたのであつたが、戰鬪の成功した時期以外は一般に戦争を否定する傾きにあつた議會から諸稅の協賛を獲得することは困難で、議

事録の示すようにそれは幾多の切衝の後にようやく得られたものであり、また下院も多くの要求を大膽に提出しているのである。

このような一般的な情勢は、羊毛輸出特別税廢止要求の多發を豫想せしめるが、事實は逆に一三九七年、一四一五年、一四五三年の議會の如く、國王の生涯にわたつてそれを承認するようになつてゐる。<sup>註9</sup> ウィルキンソンの指摘した羊毛輸出特別税の恒久化、その廢止要求の放棄は、<sup>註10</sup> エドワード三世の時代ではなくて、正にこの時期に始まつたのである。そしてまた、このような事態を生み出したものは、一部には、毛織物工業の發達によつて増大した羊毛の國內消費、従つて特別税の羊毛生産者に對する壓力の緩和であつたろうが、しかし根本的には、十四世紀中期より以上に完全に變化したマナ構造、従つて大諸侯の羊毛利害關係からの離脱にあつたであらう。<sup>註11</sup> 他方エドワード三世時代に憲法鬭争の焦點となつた羊毛輸出特別税承認權の問題は、議會が一三八一年及び八五年に、羊毛輸出特別税を短期間停止して、それが國王の特權ではなくて議會の協賛によつてのみ徵集し得るものであることを想起させる手段をとるなど、<sup>註12</sup> リチャード二世の治世にも後を曳いているが、ヘンリー四世の治世以後にはこのようなことは見られない。しかし羊毛課税はすべて議會の同意によつてのみ行われており、エドワード三世時代にほぼ確立された議會の羊毛輸出特別税承認權は、その確認の要求を數度にわたつて議會が表明したリチャード二世の治世を経て、すでに更めて取上げる必要の感じられないまでに確立されたのである。

以上のように、この時期には、羊毛の生産者價格を壓迫する羊毛特別税を廢止しようとする動きが生産者側に見られることはなく、羊毛特別税はその課税承認權という政治的、あるいは憲法的觀點から、この時期の初期にのみ取上げられたに過ぎない。しかしこのことは、羊毛生産者が彼らの羊毛價格の水準に満足していたことを意味するものではない。十四世紀後半以降、羊毛生産の、さらに一般的には農業生産の主體はジェントリー層及び富農層に移つて行き、十五世紀には

この移行が完成したのであるから、彼らを代表する人々が支配的勢力を占めた下院が、羊毛価格に大きな關心を示し、いかにしてその上昇をはかるべきかを考慮したのも不思議ではない。また政府側としても、十五分の一税 (lay subsidy) 擔稅力の一源泉としての羊毛價格を全く無視することは出来なかつたのである。

一三八九年及び九〇年の例ですで見たとように、羊毛生産者は羊毛價格の低落を、一部には獨占的輸出によるものと見たのであつたが、このような考え方はここに始めて現われたものではなく、エドワード三世時代、あるいはそれ以前からの傳統的な見解である。しかもこうした主張は羊毛に限らないのであり、そのことは、黒死病以來工業生産物價格と農業生産物の缺狀差に苦しんでいた農業生産者が、一三七九年四月の議會に、諸物價〔工業生産物價格〕の高騰によつて國王、大諸侯、全人民が苦しんでいると訴えた時にはつきりと認められる。すなわち、諸物價の高騰は都市の商人ギルドの獨占にもとづくものであり、外國商人が商品〔工業生産物〕を持つて來れば廉くなるのに、都市の商人ギルドは外國人が羊毛その他の商品〔農業生産物〕を買付けたり、都市に居住したりすることを許さない、というのである。<sup>註14</sup>この訴えに對して政府のとつた措置は、從來定期大市以外では都市においてあらゆる賣買を制限されていた外國人商人に對する、都市居住の自由と、いわゆる小商品 small wares の大規模賣買の自由、葡萄酒及びいわゆる大商品 great wares の大規模賣買の自由の賦與であつた。この措置によつて羊毛の國內取引は全く制限を受けないことになつたが（そして一般に毛織物生産の増大によつて羊毛の國內消費が増大したにもかかわらず）羊毛價格の水準は改善されなかつたし、<sup>註15</sup>またその後一般に下降の傾向を示すのである。それは依然として決定的な比重を持つ羊毛貿易の不振にもよるものであつたらうが、より根本的には（そしてまた農業一般についても）、農業人口對農地の比率が、人口の減少によつて中世的生産力によりよく適合したものとなつたため、農業生産の相對的増大、従つて農産物價格の下落、という事情から説明されるべきであらう。

いずれにしても羊毛價格は回復せず、すでに述べた一三八九年及び九〇年のステープル國內移轉要求、カレー・ステー

ブルに對する攻撃となり、ステープル國內移轉條例の發布に至つたのであるが、この條例は既述のように、國內移轉及び  
イングランド人による羊毛輸出の禁止のほかに、イングランド人の羊毛取引を制限している。すなわちそれは、羊毛價格  
の改善のため、イングランド人は「國內數箇處の」ステープルにおけるほか羊及び十分の一稅所有者以外より羊毛を買付  
けるべからず、イングランド人は羊毛その他ステープル商品を轉賣するために買占めるべからず、イングランド人は羊毛  
を、ステープルへ賣る、あるいは毛織物を製造する場合の如く自身のため、自分の仕事のため以外には買付けるべからず  
と命するのである。この條項とイングランド人による羊毛輸出の禁止規定とによつてイングランド人による羊毛取引が事  
實上禁止されたといふのは、たしかに行過ぎであらうが、右の條項によつて、羊毛輸出商人と生産者との間の幾つかの段  
階をつないでいた小資本の羊毛仲買人の取引が著しく制限されたことは明らかである。おそらくこの規定は、中間搾取を  
縮少して羊毛の生産者價格を改善しようとする生産者層の要求によつて生れたものと思われるが、いふれにしてもその結  
果は羊毛手持の著増、そしておそらく羊毛價格の下落となつて、一三九一年十一月の議會が、内外商人はどこにおい  
ても、また羊毛所有者以外からも、自由に羊毛を買付け得ることを決定するに至つたのであつた。<sup>註18</sup>

他方政府も羊毛價格の維持には積極的な關心を示しており、一三九三年に、ヨークシャ及びノーサンバランド兩州にお  
いて羊毛商人が、生産者が羊毛を廉價に手離さざるを得ないようにするため、同地方を訪れなかつたり、あるいは一定期  
間買付を停止したりしているという報告を受けた時、兩州の羊毛を國王の名義で現金で買取る措置を講じている。<sup>註19</sup>しかし  
このような措置を全般的に實施することは勿論不可能であり、その後羊毛價格は一四〇〇年代に若干の回復を示したのみ  
で、次第に低落する傾向を示し、一四三〇年代以後は特にそれが著しい。しかしこの羊毛價格低下が議會史上に反應を示  
したのは、ようやく一四五四年二月議會のことであつた。それまでの時期に羊毛價格の低下が議會で問題とされなかつた  
のは不思議であるが、<sup>註20</sup>ともかくこの五〇年代に議會が動いたのは當然であつた。一四五三年に百年戰爭が一應の終末に達

した上、一四五〇年代はこの時期中で羊毛・毛織物輸出額の最も小さい時であり、ことにその前半は對佛戰爭を別として、ハンザ及びフランドルとの關係がいずれも緊迫を示して、貿易状態が最も不安定で、羊毛価格は十五世紀最低の水準を示しているからである。<sup>註21</sup>ところで、すでに半世紀餘りカレーのステーブルが確固たる地位を占めて來た後の一四五四年には、下院の要求はかつてのように獨占の廢止あるいは緩和ではなくて、羊毛最低價格の設定であつた。羊毛最低價格、すなわち羊毛商人が生産者からそれ以下では買付けることを許されない價格の設定は、一三三六年のノティンガム商人會におけるいわゆるノティンガム價格の設定と、一三三三年の議會における右價格の改訂にその先例があるが、前者の例は、エドワード三世が商人會から羊毛輸出特別税の承認を得た時、生産者の反對を防止するためにとつた手段であり、また後者は、議會が羊毛輸出特別税を協賛する代償として、國王から獲得した最低價格の値上げであつた。これに對して、一世紀餘りを経た一四五四年の場合、下院自體の首唱によつて、各地方の羊毛の質の差に應じた最低價格の設定を要求したのである。<sup>註22</sup>もしこの要求が容れられたならば、羊毛商人は海外市況の好轉がない限り、當然利潤の減少を強いられる。そこで、この議會においてカレー・ステーブルのメイヤー及び商人が國王に對して七項目の請願を行つているが、その第二のものは、今議會にコモンスの提出した羊毛最低價格設定の請願を、かかるもの設定によつて生ずべき不便と害に想いを致して許可せざるよう要求したのであつた。<sup>註23</sup>そして政府はこの要求を容れたのである。一三四三年のノティンガム價格改訂は、商人がその廢止を求めたのに對して、下院が逆に最低價格の値上げを獲得したもので、羊毛商人に對する羊毛生産者の勝利とも言ふべきであり、一四五四年の場合には生産者に對する商人の勝利であつた。先の場合には、生産者は羊毛輸出特別税協賛の拒否という切札を持つていたが、後の場合には、前年春の會期にすでに直接税を與え、<sup>註24</sup>しかも國王の生涯にわたつてトンネジ、バウンデジ、羊毛輸出特別税を承認してしまつた下院は、<sup>註25</sup>あるいはより正確にはその一部をなす羊毛生産者は、彼らの要求を實現すべき有効な武器を全く持たなかつたのである。しかもヘンリー六世の財政は、歴代

の國王にかつて見られないほど關稅收入に依存していたのであり、その過半を占める羊毛關稅の源泉、かつ財政操作の擔當者であるステープル商人が勝利を得たのも當然であらう。羊毛の生産者價格の人爲的つり上げはこうして失敗に終り、羊毛生産者は政治的價格の保護を受けることは出来なかつたのである。

註 1 抽稿、史學雜誌、六三〇九、一七一九頁、二三頁註二七、二六頁を見よ。

2 *Rot. Parl.*, iii, 123.

3 *C. P. R.*, 1377—1381, 204; 1385—1389, 281—2; 1391—1396, 41, 271, 297, 304, 603, 637, 646; 1396—1399, 144, 282, 328, 401, 589; 1422—1429, 6. 以後は聖職者十分の一稅徵收の少いためか、ゆかると事例の記録はなし。

4 *Rot. Parl.*, iii, 73—5.

5 *Ibid.*, 167, 170. 「その名譽を以て平和を得られるは、*confort que homme purroit en monde deviser*」(Thomas of Walsingham, *Gesta Abbatum Monasterii Sancti Albani* (Rolls Series, ed. H. T. Riley), ii, 302; *Proceedings and Ordinances of the Privy Council of England* (ed. H. Nicolas), ii, 140.)

7 *Rot. Parl.*, iv, 371.

8 R. H. Newhall, 'The War Finance of Henry V and the Duke of Bedford' in *E. H. R.*, vol. 36 (1921), 172. なお王領地その他の封建的王室收入は、年平均リチャード二世二五〇〇〇乃至三〇〇〇〇ポンド、ヘンリー四世二二

六〇〇ポンド、ヘンリー五世二二二〇〇ポンド、ヘンリー六世一一九〇〇ポンド (J. H. Ramsay, *Genesis of Lancaster*, Oxford 1913, ii, 385, id. *Lancaster and York*, i, 160, 321; ii, 266-7.) だが國家收入中に占める比率は、ヘンリー五世治世の約一〇パーセントを除き、すれども二〇パーセントである。

9 *Rot. Parl.*, iii, 368; iv, 63 (但しその實施は一四一六年より) ; v, 229—30.

10 B. Wilkinson. *Studies in the Constitutional History of the 13th and 14th Century*, Manchester 1937, p. 77.

11 抽稿、史學雜誌、六三〇九、一七七頁註六を見よ。

12 *Rot. Parl.*, iii, 104, 204. ただしこの羊毛特別稅停止期間中、政府は羊毛輸出を禁止しつゝ (Calendar of Close Rolls, 1381—85, 34—5; 1385—1389, 146.)。その他一三八八年二月の議會は、議會の承認なき附加課稅を羊毛に對してなされることを要求し (*Rot. Parl.*, iii, 247.)。一三九七年一月の議會は羊毛特別稅の協賛に當つて、右承認期間以後は議會の承認なくして特別稅を徵集すべからざる旨を挿入してゐる (*Ibid.*, 340.)。

13 抽稿「十四世紀英國の人口とマナ組織」史學雜誌、五九〇九、



14 2 Ric. I, st. 1, c. 1; 彼の追隨者 Ric. I, st. 2, c. 1. 少數の史料から得られたものであり、しかも羊毛の品質による考慮を加え得なるといふ欠點を持つ數字は、現在の利用し得る唯一の資料 Rogers, *op. cit.*, vols. 1 and 2. によれば、一トット當りの羊毛價格は次の通りである。

s	d	
10	11	1371—80
8	0	1381—90
8	2	1391—1400
9	2	1401—10
7	8	1411—20
7	5	1421—30
5	9	1431—40
4	10	1441—50
4	3	1451—60

16 F. Lütge, 'Das 14. und 15. Jahrhundert in der Wirtschaftsgeschichte' in *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Mai 1950.

17 Ramsay, *Genesis*, ii, 275.

18 *Rot. Parl.*, iii, 285. 恐らくこうした議會制の要求は、政府側の欲したステープルのカレー移轉を代償として許されたのである。

19 C. P. R., 1391—1396, 290.

20 ただ一四二〇年及び二一年の議會で、フランドルが双務協定(フランドルはイングランド産以外の羊毛を入れず、イングランドは自國産毛織物をフランドルへ入れぬ)に違反してスコットランド及びイベリアの羊毛を輸入し、イング

ランド産羊毛の販賣が甚だしく減少したから右協定の履行を要求せよとロキンスが求めた( *Rot. Parl.*, iv, 126, 146—7). この問題の解決が精力的に追求された痕跡は全く存在しない。

21 對外關係の正常であつた一三九二—九四年を一〇〇とした羊毛及び毛織物輸出量の指數は以下の通りである。一四〇〇年代七〇、一四一〇年代七一、一四二〇年代八〇、一四三〇年代六〇、一四四〇年代七〇、一四五〇年代五六 (H. L. Gray in *E. H. R.* vol. 39; *Studies etc.*, ed. Power & Postan の巻末の表から算出。なお羊毛は、エドワード六世時代の一疊書 [ *Tudor Economic Documents*, ed. Tawney and Power, iii, 180.] に従つて羊毛一サック=毛織物  $1\frac{1}{2}$  クロームの割合で換算してある。)

22 ロージヤスの數字によれば、羊毛一トット當り一四五〇年  $3\frac{3}{4}$  d、五一年  $5\frac{1}{4}$  d、五二年  $3\frac{5}{8}$  d、五三年  $6\frac{1}{4}$  d、五四年  $3\frac{3}{4}$  d、五五年  $3\frac{3}{4}$  d である。しかも五一年及び五三年の數字は、彼のよつた史料を計算すると正しくは  $5\frac{1}{2}$  d 及び  $5\frac{1}{2}$  d であり(ロージヤスの數字のこれに類する不正確さは、ここにも見られる。 Cf. H. L. Lutz, 'Inaccuracies in Rogers' *History of Prices*' in *Quarterly Journal of Economics*, vol. 23 (1908—9).) その上この兩價格は、他の年のそれに用いた史料の地方よりは良質の羊毛を産出して、より高い羊毛價格を維持する地方の史料を含むものから得た數字であるから (Rogers, iii, 238—9.) 實際に

は更に低い數字となるはずである。

23 拙稿、史學雜誌、六三ノ九、一四頁、一八一—九頁參照。  
24 「當王國に産する羊毛は、かつてはこの國の偉大な商品で、この國の福祉であつたが、最近この羊毛の、生産者の手中における價格が甚だしく低落し、この國のコモンスは、心から欲するにもかかわらず、この國の福祉、防禦のための法外ならぬ賦課や負擔を國王陛下に納め擔うことも、……直接・間接の主君に地代、諸義務を支拂い負擔することも出來ない……」[それ故、別に附した覺書の如く羊毛最低價格を設定し、王國內でも毛織物を製造する目的以外には、右價格以下で生産者から羊毛を買うことを禁止せよ。]」(Rot. Parl., v. 274—5)。この請願は更に密輸及び特別許可狀によつて羊毛がイングランド毛織物の販路を狭めてい

#### 四

以上に見て來たところから、カレー・ステープルの確立及び羊毛輸出特別税の恒久化が、嚴密には、普通に言われているようにエドワード三世の時代に行われたものではないことが、明らかになつたと思ふ。それらは、基本的な點ではエドワード三世末期にはほぼ遂行されていたが、リチャード二世治世の試煉——前者はかなり重大な、後者は形式上の——を経て、ようやく確實なものとなつたのである。

ところでこの二つのことには、共通の因子として羊毛價格が含まれている。すなわちカレー・ステープルは、羊毛生産者が考へたように、獨占によつて羊毛價格を壓迫するものとして、羊毛輸出特別税は、同じく羊毛生産者の考へたよう

ることに言及しており、同議會の別の請願 (Ibid., 259.) すなわち五三年三月議會の承認したパウデンジによつて毛織物輸出税が附加されたため、將來毛織物の減産を生じ、民衆は職を失ひ、海軍は破壊され、羊毛價格は低落して生産者に損害を與えることになるから、右の税を免じよという要求と共に、羊毛生産者の國內毛織物工業に對する關心が始めて明白に議會で表明されたことに注目すべきである。

25 Ibid., 256.

26 既述の如くヘンリー六世の治世は國家收入中に關稅收入の占める比率が高いが、これは直接稅徵收回數の少ない爲であり、徵收の間隔が長くなつてゐる。これは恐らく擔稅力の涸渴を反映するものであらう。

に、外國の消費者のみに轉嫁されることなく羊毛生産者にも負擔をかけるものとして、いずれも羊毛價格に關連している。そしてその故に、エドワード三世時代に羊毛生産者は羊毛貿易の獨占と特別稅賦課に反對して來たのであつた。それがこの時期に、カレー・ステーブルの確立、羊毛特別稅の恒久化に至つたのはなぜか。毛織物工業の發展は、なるほど羊毛の國內市場を擴張して羊毛價格の改善に寄與したことはたしかであろう。しかしそれは、現實には羊毛價格が次第に低下していることが示すように、ついに消極的な役割しか果たし得なかつたのであり、これのみによつて説明することは出來ない。

カレー・ステーブルの獨占は、一三八九年及び九〇年に攻撃されたが、この獨占がエドワード三世治世に問題とされたような獨占であつたか否かがまず疑問である。それはかなり廣汎な羊毛商人を含んでいたし、その他特別許可狀によつてイタリア商人が行う地中海向け羊毛輸出があつたのであるから、このステーブル強制が羊毛價格を著しく壓迫したとは考えられない。獨占が前代における如く容易に少數者の手に集中されることを防止するステーブル組合の規則が、このような事情を生み出したのであり、そのような事情にあつた限りにおいて、羊毛生産者も海外ステーブルを財政操作上不可欠のものとして認めたのである。王權もまたそれを不可欠のものとして、議會の議事録の示す如く、強力な保護の手を差伸べており、それに對する攻撃は赦さなかつたにちがいない。

羊毛輸出特別稅については、それが一應戰爭遂行上必要なものと觀念されたために、課稅率の變動はあつたにしても、廢止要求は全く提出されなかつたと考えることも出来る。しかしそのより深き理由は、すでに觸れたように、古典莊園の解體による上院勢力の羊毛生産からの乖離、彼らの固定地代收入にもとづく羊毛價格への無關心にあつたのではなからうか。十五世紀は正に古典的な *patronage* の時代であつたことを想起すべきである。

## The Wool Trade Policy of Richard II and the Lancastrian Kings

by H. Fujiwara

Strictly speaking, the stabilization of the Staple of Calais and the perpetuation of the subsidy on wool were not, as sometimes believed, the events of the reign of Edward III. They were, having passed through some nascent phases in the reign of Richard II, the occurrences only from the reign of Henry IV. For, in Richard II's reign, we find a movement of the Commons against the monopoly of the Calais staple (1389-90), and short-term suspensions of subsidy. The stabilization and the perpetuation appear to have been made possible by the absence of opposition from the side of wool-producer against the monopoly and subsidy, which were to keep down the price of wool. That absence may be partly, but not fully, accounted for by the expansion of internal wool market due to the development of the English cloth industry. Its main cause must have been the mild character of monopoly of the Calais staple that would have not so much suppressed the wool prices, and the segregation from wool-production, accordingly the indifference to the wool prices, of great lords, lay and clerical, who were the real influences in politics in those days, the fact which originated from the dissolution of the classical manors.